



山形県公報

平成20年4月1日(火)

号 外(9)

目 次

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則.....(人事課)...1
 知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則.....(同)...13
 地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を
 改正する規則.....(同)...14
 地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則.....(同)...同

訓 令

行政組織の変更に伴う関係規程の整理等に関する訓令.....(同)...同
 附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令.....(同)...17

規 則

山形県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第58号

山形県行政組織規則の一部を改正する規則

山形県行政組織規則(昭和39年4月県規則第35号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第1款の2 改革推進室の分掌事務」を「第1款の2 危機管理室の分掌事務」に、
 「第1款の3 危機管理室の分掌事務」を「第1款の2 危機管理室の分掌事務」に、

「第2目 文化環境部各課室の分掌事務」	「第2目 政策推進部各課の分掌事務」
第3目 健康福祉部各課の分掌事務	第3目 文化環境部各課室の分掌事務
第4目 商工労働観光部各課の分掌事務	第4目 健康福祉部各課の分掌事務
第5目 農林水産部各課の分掌事務	第5目 商工労働観光部各課の分掌事務
第6目 土木部各課の分掌事務	第6目 農林水産部各課の分掌事務
	第7目 土木部各課の分掌事務

修所」を「第1款 職員育成センター」に、「第16款 食肉衛生検査所」を「第16款 食肉衛生検査所」に、
 第17款 薬用植物園」を「第16款 食肉衛生検査所」に、

「第8節 土木部所管の出先機関

「第1款 産業創造支援センター」を「第1款 削除」に、第1款 山形空港事務所」を「第8節 土木
 第2款 ダム建設事務所」

部所管の出先機関」に改める。

第8条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策推進部

第8条の2(見出しを含む。)中「改革推進室及び」を削る。

第9条第1項の表総務部の項中

人事課	庶務係、組織管理係、人事管理係、給与管理係、 企画担当
-----	--------------------------------

を

人事課	庶務係、組織管理係、人事管理係、給与管理係、企画担当
行政経営改革課	集中改革プラン推進担当、企画担当

に改め、同表中

税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算担当
市町村課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係

を

政策推進部	税政課	庶務係、企画・納税担当、課税担当、税務電算開発担当
	政策企画課	庶務係、調整担当、企画・計画推進担当
	市町村支援課	庶務係、行政担当、財政係、理財係、税政係
	情報企画課	情報企画担当、電子県庁企画担当、電子県庁システム調整担当、給与システム担当、業務企画・開発担当
	統計企画課	庶務係、企画担当、解析担当、生活統計担当、経済統計担当

に改め、同表文化環境部の項

中「地球温暖化対策担当」を削り、同表健康福祉部の項中「地域福祉担当、医務担当」を「地域医療・医師確保担当、地域医療情報ネットワーク整備推進担当」に改め、同表商工労働観光部の項中「企業振興担当」を「自動車・航空機産業担当、企業振興担当」に改め、「企業立地担当」を削り、「国際経済担当」を「国際経済担当、物流戦略担当」に、「観光企画担当」を「企画・物産振興担当」に改め、「物産振興担当」を削り、「職業能力開発担当」を「産業人材育成担当」に改め、同表農林水産部の項中「企画調整担当、担い手支援担当、金融共済担当」を「農業経営支援担当、金融担当」に、「稲作農産係」を「稲作農産担当」に改め、「畑作園芸担当」及び「農地管理・地籍担当」を削り、同表土木部の項中「県土整備調整・企画担当」を削り、「建設行政担当」を「建設業振興担当、建設行政担当」に改め、「土地政策担当」及び「河川管理担当」を削り、「災害経理担当、災害復旧担当」を「河川管理・災害情報担当」に、「企画担当」を「まちなか居住担当」に改め、同条第2項を削り、同条第3項の表総合防災課の項中「消防・保安担当」を「消防担当」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項の表中

県民サービス推進室	広聴担当、情報公開担当
-----------	-------------

を

県民サービス推進室	広聴担当、情報公開担当
政策企画課	やまがた改革推進室
市町村支援課	地域政策室

に、

環境企画課	環境保全室	
健康福祉企画課	援護・指導室	援護恩給担当、保護指導担当

を

環境企画課	地球温暖化対策室		に、
	環境保全室		
健康福祉企画課	地域福祉・援護室	地域福祉担当、援護恩給担当、保護担当	

保健薬務課	健康やまがた推進室	健康栄養係、がん対策担当	を
-------	-----------	--------------	---

保健薬務課	健康やまがた推進室	健康栄養担当、がん対策担当	に、
工業振興課	産業立地室		

農政企画課	流通対策室		を
経営安定対策課	団体指導室	団体指導担当、団体検査担当	

農政企画課	流通対策室	山形97号ブランド化推進担当	に、
	団体検査指導室	農業団体指導担当、農業団体検査担当	

管理課	用地室		を
交通政策課	高速道路整備推進室		
	空港港湾室	空港担当、港湾担当	

管理課	県土づくり推進室	企画調整担当、土地政策担当、調整担当	に、
	用地室		
交通政策課	空港港湾室	空港担当、港湾担当	

河川砂防課	砂防室	砂防企画担当、砂防事業担当	を
-------	-----	---------------	---

	高速道路整備推進室		に改め、同項を同条第
河川砂防課	砂防・災害復旧室	砂防事業担当、災害復旧担当、災害経理担当	

3項とする。

第11条第2項の表総務課の項中「、新財務会計推進担当」を削る。

第12条第1号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニを八とし、ホからチまでを削り、同号り中「消費者保護」

を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同号中リを二とし、又をホとし、同条第6号中ホをへとし、二をホとし、八の次に次のように加える。

二 県土利用に関する事項

第12条第6号を同条第7号とし、同条第5号中口を削り、八を口とし、同号二中「開拓及び入植」を削り、同号中二を八とし、同号を同条第6号とし、同条中第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 政策推進部

- イ 県行政の総合的な企画及び調整に関する事項
- ロ 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
- ハ 地域振興に関する事項
- ニ 情報化の推進に関する事項
- ホ 統計に関する事項

第2章第2節第1款の2を削る。

第12条の3中「消費者保護」を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同条を第12条の2とする。

第2章第2節第1款の3を同節第1款の2とする。

第13条第1項中「改革推進室各課及び」を削り、同項第2号中ヲをワとし、同号ル中「職員研修所」を「職員育成センター」に改め、同号中ルをヲとし、又をルとし、リの次に次のように加える。

又 行政経営改革課の庶務に関すること

第13条第1項中第7号から第11号までを削り、第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 行政経営改革課

- イ 行財政改革の推進に関すること
- ロ 総合支庁に係る総合調整に関すること
- ハ 外部監査契約の締結に関すること

第13条第1項第12号ロ中「消費者保護」を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同号中ルをヲとし、又をルとし、リを又とし、チをリとし、トをチとし、へとトとし、ホの次に次のように加える。

へ 安全で安心なまちづくりの推進に関すること

第13条第1項中第12号を第8号とし、第13号を第9号とし、第14号を第10号とする。

第2章第2節第3款を次のように改める。

第3款 削除

第20条及び第21条 削除

第18条第1項第1号中ワをヲとし、ヲをナとし、ルをネとし、又をツとし、リをソとし、チをレとし、トをタとし、へをヨとし、ホをカとし、二をワとし、八をヲとし、口の次に次のように加える。

- ハ 景観の形成に関すること
- ニ 屋外広告物に関すること
- ホ 土地利用に関する企画及び総合調整に関すること
- へ 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること
- ト 土地取引の規制に関すること
- チ 遊休土地に関すること
- リ 地価の調査に関すること
- 又 土地譲渡益重課制度に係る特定住宅用地の設定及び譲渡予定価格の審査に関すること
- ル 不動産鑑定業に関すること

第18条第1項第3号中へ及びトを削り、チをへとし、リをトとし、又をチとし、ルをリとし、ヲを又とし、ワをルとし、同項第4号中トからワまでを削り、カをトとし、ヨをチとし、タをリとし、レを又とし、ソをルとし、同項第5号に次のように加える。

カ 国土開発幹線自動車道の建設促進に関すること

ヨ 国土開発幹線自動車道の建設に伴う用地対策に関すること

第18条第1項第6号中リを削り、又をリとし、ルを又とし、ヲをルとし、ワをヲとし、同項第7号二中「及び特定優良賃貸住宅」を削り、同条第2項中「前項第1号八から又まで」を「前項第1号ロからルまでに掲げる事務は県土づくり推進室で、同号ヲからツまで」に、「及びトに掲げる事務は高速道路整備推進室で、同号チからワまで」を

「からルまで」に、「同項第4号ヨからソまで」を「同項第4号チからルまで」に、「河川砂防課」を「同号力及びヨに掲げる事務は高速道路整備推進室で、河川砂防課」に、「同項第6号又からワまで」を「同項第6号二、ホ及びブリからルまで」に、「砂防室」を「砂防・災害復旧室」に改め、同条を第19条とする。

第2章第2節第2款第6目を同款第7目とする。

第17条第1項第1号中力をレとし、ワをタとし、ヲをヨとし、ルをカとし、又の次に次のように加える。

- ル 農業協同組合及び農業協同組合連合会に関すること
- ヲ 水産業協同組合(信用事業を行わないものを除く。)の検査に関すること
- ワ 農業災害補償、漁業災害補償及び漁船損害補償に関すること

第17条第1項第2号中リ及びヌを削り、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二をホとし、ハの次に次のように加える。

二 経営構造対策事業に関すること

第17条第1項第2号中ルをヌとし、ヲを削り、同項第3号ツ中「経営安定対策課」を「農政企画課」に改め、同項第5号中ネを削り、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、ヰをウとし、ノをヰとし、同条第2項中「経営安定対策課の分掌事務のうち同項第2号リ及びヌに掲げる事務は団体指導室」を「同号ルからワまでに掲げる事務は団体検査指導室」に改め、同条を第18条とする。

第2章第2節第2款第5目を同款第6目とする。

第16条第1項第1号ネ中「産業創造支援センター、」を削り、同号中ナをラとし、ネの次に次のように加える。

ナ 産業創造支援センターの管理に関すること

第16条第2項中「商業経済交流課」を「工業振興課の分掌事務のうち前項第2号チからヌまでに掲げる事務は産業立地室で、商業経済交流課」に、「前項第3号ヲ」を「同項第3号ヰ」に、「事務は、」を「事務は」に改め、同条を第17条とする。

第2章第2節第2款第4目を同款第5目とする。

第15条第1項第5号中ヨを削り、タをヨとし、レをタとし、ソをレとし、ツをソとし、ネとツとし、ナをネとし、ラをナとし、ムをラとし、ウをムとし、ヰをウとし、同号ノ中「及び薬用植物園」を削り、同号中ノをヰとし、同条第2項中「前項第1号ハに掲げる事務(社会福祉法人等の指導監査に関するものに限る。)並びに同号二」を「前項第1号ロからニまで」に、「援護・指導室」を「地域福祉・援護室」に改め、同条を第16条とする。

第2章第2節第2款第3目を同款第4目とする。

第14条第2項中「同項第3号チ」を「同項第3号ハ及びニに掲げる事務は地球温暖化対策室で、同号チ」に改め、同条を第15条とする。

第2章第2節第2款第2目を同款第3目とする。

第2章第2節第2款第1目の次に次の1目を加える。

第2目 政策推進部各課の分掌事務

(政策推進部各課の分掌事務)

第14条 政策推進部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 政策企画課

- イ 重要施策の総合調整、促進及び進行管理に関すること
- ロ 総合発展計画に関すること
- ハ 東北圏広域地方計画に関すること
- ニ 知事会に関すること
- ホ 部長会議及び次長会議に関すること
- ヘ 知事の特命に関すること
- ト 情報企画課の庶務に関すること
- チ 部内の連絡調整に関すること
- リ その他部内他課の所掌に属しない事務に関すること

(2) 市町村支援課

- イ 市町村その他地方公共団体の行財政一般の助言に関すること
- ロ 市町村税に関すること
- ハ 地方交付税(県分を除く。)に関すること
- ニ 市町村振興資金貸付に関すること
- ホ 市町村総合交付金に関すること

- ヘ 市町村債に関する事
- ト 市町村職員共済組合に関する事
- チ 行政書士に関する事
- リ 住居表示に関する事
- ヌ 地方自治振興に関する事
- ル 市町村の土地開発公社に関する事
- ヲ 自衛官の募集に関する事
- ワ 県選挙管理委員会に関する事
- カ 離島、辺地及び過疎地域の振興対策その他の地域振興対策の推進に関する事
- コ 雪対策に関する事
- ク 電源立地地域対策及び水源地域対策に関する事

(3) 情報企画課

- イ 情報化に関する施策の総合企画及び調整に関する事
- ロ 地域情報化の推進に関する事
- ハ 行政の情報化の推進に関する事
- ニ 県基幹高速通信ネットワークの管理及び運営に関する事
- ホ 大型汎用コンピュータの管理及び運営に関する事
- ヘ 情報処理システムの開発及びその支援に関する事
- ト 職員の人事、給与及び福利厚生に係る情報処理システムの運用管理に関する事

(4) 統計企画課

- イ 統計に関する事務の総合企画に関する事
- ロ 統計調査の実施及び公表に関する事
- ハ 各種社会経済指標の作成及び統計解析に関する事
- ニ 統計情報の提供に関する事

2 政策企画課の分掌事務のうち前項第1号ホに掲げる事務（部長会議に関するものに限る。）及び同号へに掲げる事務はやまがた改革推進室で、市町村支援課の分掌事務のうち同項第2号カからタまでに掲げる事務は地域政策室で所掌する。

第31条第1項の表村山総合支庁の項中「納税第一担当、納税第二担当」を「納税担当」に、

企画振興課	企画担当、市町支援担当、県民生活担当
-------	--------------------

を

地域支援課	地域振興担当、県民生活担当
-------	---------------

に、「精神保健福祉係」を「精神保健福祉

担当」に、

産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当	
	商工労働観光課	商工労政担当、観光振興担当	

を

産業経済部	産業経済企画課	総務係、産業企画担当、商工振興担当	
-------	---------	-------------------	--

に改め、

「、地域保全担当」を削り、

北村山農村整備課	用地換地担当、工事担当、整備担当
----------	------------------

を

「北村山農村整備課 用地換地担当、工事担当」に改め、同表最上総合支庁の項中

「企画振興課 企画振興担当、県民生活担当」を

「地域支援課 地域振興担当、市町村支援担当、県民生活担当」に、

産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当		を
	商工労働観光課			

「産業経済部 産業経済企画課 総務係、産業企画担当」に、「企画

環境担当、地域づくり担当」を「企画・地域づくり担当」に、「維持調査担当、工事担当」を「工事維持調査担当」に改め、「ダム建設担当」を削り、同表置賜総合支庁の項中

「企画振興課 企画振興担当、県民生活担当」を

「地域支援課 企画調整担当、地域振興担当、市町支援担当、県民生活担当」に、「食品衛生係」を「食品衛生担当」に、

産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当		を
	商工労働観光課	商工振興担当、観光振興担当、雇用労政担当		

「産業経済部 産業経済企画課 総務係、産業企画担当、産業振興担当、商工労政担当」に、

「河川砂防課 維持調査担当、工事担当」を

「河川砂防課 維持調査担当、工事担当、ダム管理担当」に改め、同表庄内総合支庁の項中

「企画振興課」を「地域支援課」に、

産業経済部	産業企画課	総務係、産業企画担当		を
	商工労働観光課	商工振興担当、観光振興担当、雇用労政担当		

「産業経済部 産業経済企画課 総務係、地域産業政策担当」に、

「酒田農業技術普及課 庶務係、企画環境担当、地域づくり担当、産地づくり担当」を

「酒田農業技術普及課 庶務係、地域づくり担当、産地づくり担当」に改め、同条第3項の表村山総合支庁の項

中 「産業経済部 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当」を

「産業経済部 産業経済企画課 観光振興室 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当」に改め、同表最上総合支庁の項中

「産業経済部 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当 森林整備課 森づくり推進室 森づくり担当、里山造林担当」を

「産業経済部 産業経済企画課 商工観光振興室 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当 森林整備課 森づくり推進室 森づくり担当、里山造林担当 建設部 河川砂防課 最上小国川ダム建設室」に改め、同表置賜総合支庁の項及び庄

内総合支庁の項中 「産業経済部 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当」を

「産業経済部 産業経済企画課 観光振興室 農業技術普及課 産地研究室 庶務係、園芸研究担当」に改める。

第32条第1号ホ中「消費者保護」を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同条第3号中八を削り、二を八とし、ホを二とし、同号へ中「開拓及び入植」を削り、同号中へをホとする。

第33条第3号中「企画振興課」を「地域支援課」に改め、同号中口を削り、イを口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 地域の諸課題への対応及び総合的な支援に関すること

第33条第3号中「こと」を「こと(庄内総合支庁に限る。)」に改め、同号ソ中「青少年対策」を「青少年対策、安全で安心なまちづくり」に改め、同号中ム及びウを削り、同号中「消費者保護」を「消費者の利益の擁護及び増進」に改め、同号中をムとする。

第34条第1号中レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、ワをカとし、ヲをワとし、ルをヲとし、ヌをルとし、リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、二をホとし、八を二とし、口の次に次のように加える。

ハ 中国残留邦人等に対する支援給付に関すること

第35条第1号中「産業企画課」を「産業経済企画課」に改め、同号に次のように加える。

ト 商工業の振興に関すること

- チ 商工金融に関すること
- リ 貸金業に関すること
- ヌ 計量関係の立入検査に関すること(庄内総合支庁に限る。)
- ル 企業の立地推進に関すること
- ヲ 地場産業の振興に関すること
- ワ 観光事業の振興に関すること
- カ 旅行業及び通訳案内業に関すること
- ヨ 地域雇用対策の推進に関すること
- タ 労働組合及び労働関係の調整に関すること
- レ 労働相談に関すること
- ソ 労働者福祉の向上に関すること
- ツ 労務管理の改善に関すること
- ネ 労働情報の収集に関すること
- ナ 職業訓練の推進及び就業相談に関すること
- ラ 採石業に関すること
- ム 鉱害防止に関すること(庄内総合支庁を除く。)
- ウ 石油鉱山鉱害防止対策に関すること(庄内総合支庁に限る。)

第35条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第5号イ中「第8号タ」を「第7号タ」に改め、同号を同条第4号とし、同条第6号へ中「第8号タ」を「第7号タ」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第36条第6号中ヌをヲとし、リをヌとし、チの次に次のように加える。

- リ 最上小国川ダムの建設に関すること(最上総合支庁に限る。)

第36条第6号ヌの次に次のように加える。

- ル 網木川ダムの維持管理に関すること(置賜総合支庁建設部河川砂防課に限る。)

第36条第7号ロ中「並びに特定優良賃貸住宅の管理」を削り、同号中カをヨとし、ワをカとし、ヲの次に次のように加える。

- ワ 景観に係る行為の規制等に関すること

「第1款 職員研修所」を「第1款 職員育成センター」に改める。

第39条中「山形県職員研修所」を「山形県職員育成センター」に改める。

第40条中「職員研修所は、職員研修の」を「職員育成センターは、職員の育成に係る」に改める。

第41条中「職員研修所」を「職員育成センター」に改め、同条の表を次のように改める。

課 名	担 当 名
総務課	
人材育成課	人材育成担当、研修担当

第44条中「課税係」を「課税担当」に改める。

第70条の表中 「

総務企画課	総務係
-------	-----

」を

「

総務企画課	
児童緊急対策課	

」に改める。

第3章第5節第17款を削る。

第3章第6節第1款を次のように改める。

- 第1款 削除

第106条から第121条まで 削除

第146条第2項の表中「園芸経営学科」を「果樹経営学科、野菜・花き経営学科」に改める。

第3章第8節第1款の款名及び同節第2款の款名を削る。

第183条から第189条までを次のように改める。

第183条から第189条まで 削除

第199条の表中	山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	を
----------	-------------------	---	---

山形県情報公開・個人情報保護審査会	山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号）第11条及び山形県個人情報保護条例第22条の規定による不服申立てについて調査審議すること	に改め、同表山形県自
山形県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に基づく公益法人の認定等に関する事項の調査審議に関すること	

治紛争処理委員の項、山形県固定資産評価審議会の項及び山形県市町村合併推進審議会の項を削り、同表中

山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること	を
------------	---	---

山形県自治紛争処理委員	法第251条の規定による普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機関相互の間の紛争の調停等に関すること	市町村支援課 に、
山形県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目、固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項についての調査審議に関すること	
山形県市町村合併推進審議会	市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第59条第3項の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に応じ自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議すること	

農政企画課	を	農政企画課	に、
経営安定対策課			

山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること	を
----------------	--	---

山形県土地収用事業認定審議会	土地収用法に基づく事業の認定に関し、同法の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること
山形県土地利用審査会	国土利用計画法第39条第2項の規定による土地に関する権利の移転等に係る規制区域の指定等についての確認、土地に関する権利の移転等の許可及び土地売買等の契約の締結の中止等の勧告についての知事に対する意見の陳述並びに土地に関する権利の移転等の許可についての審査請求に対する裁決に関すること
山形県屋外広告物審議会	知事の諮問に応じ、山形県屋外広告物条例(昭和49年10月県条例第59号)第1条に規定する広告物及びこれを掲出する物件に関する重要事項を審議すること
山形県景観審議会	山形県景観条例(平成19年12月県条例第69号)の規定によりその権限に属させられた事項及び知事の諮問に係る良好な景観の形成に関する重要事項を調査審議すること

に改め、同表山形県屋

外広告物審議会の項を削る。

第200条第1項の表改革推進監の項を削り、同表次長の項中

部	部長を補佐し、部の事務を整理する。
---	-------------------

を

部及び局	部長又は局長を補佐し、部又は局の事務を整理する。
------	--------------------------

に改める。

第201条第1項の表園長の項出先機関の組織の欄中「、鳥海学園及び薬用植物園」を「及び鳥海学園」に改め、同表副所長の項出先機関の組織の欄中「職員研修所」を「職員育成センター」に、「産業創造支援センター、大阪事務所」を「大阪事務所、名古屋事務所」に改め、同表副園長の項出先機関の組織の欄中「、鳥海学園及び薬用植物園」を「及び鳥海学園」に改め、同表中

参事	庄内総合支庁総務企画部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。
----	-------------	---------------------

を

技監	庄内総合支庁産業経済部	上司の命を受けて、技術に関する特定事項を整理する。
参事	庄内総合支庁総務企画部	部長を補佐し、部の特定事項を整理する。

に、

総合支庁の課(村山総合支庁総務企画部西村山税務課及び北村山税務課、保健福祉環境部検査課及び生活福祉課並びに建設部西村山建設総務課、西村山用地課、北村山建設総務課及び北村山用地課、最上総合支庁建設部高坂ダム管理課、置賜総合支庁総務企画部西置賜税務課、保健福祉環境部検査課並びに建設部西置賜建設総務課及

総合支庁の課及び福祉相談センターの地域指導課

び西置賜用地課並びに庄内総合支庁保健福祉環境部検査課及び建設部荒沢ダム管理課を除く。)及び福祉相談センターの地域指導課
 村山総合支庁総務企画部総務課出納室、産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室並びに建設部河川砂防課留山川ダム建設室、最上総合支庁総務企画部総務課出納室、保健福祉環境部保健企画課生活衛生室並びに産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室、置賜総合支庁産業経済部森林整備課森づくり推進室並びに庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室及び森林整備課森づくり推進室

を

総合支庁の課内室

に改め、同条第2項の表中

准教授及び助教	学芸の教授研究業務に従事する。
助教	教授を補佐し、担当の教務を処理する。

を

准教授及び助教	米沢女子短期大学及び保健医療大学に置くものにあつては学芸の教授研究業務に従事し、米沢女子短期大学及び保健医療大学以外の出先機関に置くものにあつては上司の命を受けて担当の教務を処理する。
---------	--

に、

療育長	児童の保育業務について園長を補佐し、及び児童の保育業務を処理する。
主任保育士	上司の命を受けて児童の保育に関する業務を処理する。

を

主任保育士	上司の命を受けて児童の保育に関する業務を処理する。
副主任保育士	主任保育士を補佐し、及び児童の保育に関する業務に従事する。

に、

普及指導員	上司の命を受けて普及指導業務に従事する。
-------	----------------------

を

普及指導員	上司の命を受けて普及指導業務に従事する。
副主任普及指導員	

に、

専門水産普及指導員	上司の命を受けて水産の普及指導業務を処理する。
-----------	-------------------------

を

主任専門水産業普及指導員	上司の命を受けて高度の水産業の普及指導業務を処理する。
専門水産業普及指導員	上司の命を受けて水産業の普及指導業務を処理する。

に改め、同条第3項の表主任自動

車運転技士の項職務の欄中「及び西村山道路計画課、庄内総合支庁産業経済部農村計画課及び建設部酒田分所」を「、西村山建設総務課及び西村山道路計画課、置賜総合支庁道路計画課並びに庄内総合支庁建設部建設総務課及び酒田分所」に、「村山総合支庁建設部北村山建設総務課」を「最上総合支庁建設部建設総務課」に改め、同表中

ダム管理技士	上司の命を受けてダムの管理業務に従事する。
--------	-----------------------

を

技士長	上司の命を受けてダムの管理業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事する。
ダム管理技士	上司の命を受けてダムの管理業務に従事する。

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(山形県屋外広告物審議会規則の一部改正)
- 2 山形県屋外広告物審議会規則(昭和36年4月県規則第25号)の一部を次のように改正する。
第6条中「土木部都市計画課」を「土木部管理課」に改める。
(山形県小売物価統計調査規則の一部改正)
- 3 山形県小売物価統計調査規則(昭和38年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。
第10条第2項中「総務部改革推進室統計企画課」を「政策推進部統計企画課」に改める。
(山形県屋外広告物条例施行規則の一部改正)
- 4 山形県屋外広告物条例施行規則(昭和49年12月県規則第74号)の一部を次のように改正する。
第20条中「土木部都市計画課」を「土木部管理課」に改める。
(山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則の一部改正)
- 5 山形県貸金業の規制等に関する法律の施行に関する規則(昭和58年10月県規則第56号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第2号から第5号までを次のように改める。
(2) 山形県村山総合支庁産業経済部産業経済企画課
(3) 山形県最上総合支庁産業経済部産業経済企画課
(4) 山形県置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課
(5) 山形県庄内総合支庁産業経済部産業経済企画課

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年 4月 1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第59号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号口中「土木部所管の出先機関の長」を「山形空港事務所長」に改め、同条第2項中「並びに大阪事務所長及び名古屋事務所長」を削る。

第4条(見出しを含む。)中「職員研修所長」を「職員育成センター所長」に改める。

第7条第1号イ中「予防接種」を「予防接種の実施」に改め、「(結核に係るものに限る。)」を削り、同条第6号中(ト)を(リ)とし、(ハ)を(フ)とし、(ホ)を(ト)とし、(ニ)を(ハ)とし、(ル)を(ホ)とし、(ロ)を(ニ)とし、(イ)を(ル)とし、(ル)の前に次のように加える。

- (イ) 第15条第1項の規定による質問及び調査に関すること

(ロ) 第15条の2第1項の規定による質問及び調査に関すること

第17条第1号イ中「及び第48条の4」を「、第48条の12」に、「措置命令に」を「措置命令及び第48条の16の規定による自転車専用道路等における違反行為に対する措置命令に」に改める。

別表産業技術短期大学校長又は産業技術短期大学校庄内校長の項委任事項の欄第1項第1号イ中「第2条第1項」を「第2条第1号」に改め、同表総合支庁長の項委任事項の欄第4項第1号イ中「及び第3項から第5項まで」を「、第3項及び第4項」に改め、同号口中「、第3項及び第4項」を「及び第3項から第5項まで」に改め、同号ホ中「在所期間」を「保護期間」に改め、同号ヘ中「延長」を「延長(以下「助産の実施等」という。)」に改め、同欄第6項第1号ハを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第60号

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第15条第1項ただし書の規定による者の範囲を定める規則(平成15年4月県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 局長及び参事

第2条第3号中「室長、」を削り、「、室長補佐及び専門員」を「及び専門員(課付専門員を除く。)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第61号

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定による職を定める規則(平成15年4月県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 局長及び参事

第2条第3号中「室長、」及び「、室長補佐」を削り、「専門員」を「専門員(課付専門員を除く。)」に改め、同条第4号中「部長、副部長、課長、」を「総務課長、総務経営課長、経営戦略課長、医事相談課長、医事経営課長、」に、「、副薬局長、主幹、専門員及び技師長」を「及び主幹」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第16号

庁 中
出 先 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県職員日額旅費支給規程の一部改正)

第1条 山形県職員日額旅費支給規程(昭和33年5月県訓令第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「山形県職員研修所」を「山形県職員育成センター」に改める。

(山形県公印規程の一部改正)

第2条 山形県公印規程(昭和35年4月県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別表1(2)職印の項中 「総務部改革推進室情報企画課長」を「政策推進部情報企画課長」に、

17	"	方27	公文書用	各ダム建設事務所長	を
17の2	"	方27	"	山形空港事務所長	
17の3	"	方27	"	東京事務所長	

17	"	方27	公文書用	山形空港事務所長	に、
17の2	"	方27	"	東京事務所長	

山形県職員研修所長印	方30	修了証書用	職員研修所長	を
------------	-----	-------	--------	---

山形県職員育成センター所長印	方30	修了証書用	職員育成センター所長	に改める。
----------------	-----	-------	------------	-------

別表2(2)職印の項中 「1・1の2・2・4の2・11・12・12の2・13・13の2・17・17の2・17の3 山形県知事印」を「1・1の2・2・4の2・11・12・12の2・13・13の2・17・17の2 山形県知事印」に、 「51 山形県職員研修所長印」

を 「51 山形県職員育成センター所長印」に改める。

(山形県職員服務規程の一部改正)

第3条 山形県職員服務規程(昭和37年4月県訓令第18号)の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「職員研修所」を「職員育成センター」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

(山形県職員被服貸与規程の一部改正)

第4条 山形県職員被服貸与規程(昭和38年4月県訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表中産業創造支援センターの項及びダム建設事務所の項を削る。

(山形県職員の人事に関する手続規程の一部改正)

第5条 山形県職員の人事に関する手続規程(昭和38年8月県訓令第52号)の一部を次のように改正する。

第30条第6項中「山形県職員研修所」を「山形県職員育成センター」に改める。

別表第2中「改革推進監及び総務部改革推進室長
危機管理監及び総務部危機管理室長」を「政策企画課長
生活安全調整課長」を

「危機管理監及び総務部危機管理室長
政策推進部長、次長及び政策推進部付の職員」を「生活安全調整課長
政策企画課長」に改める。

別表第4第1項中「ダム建設事務所」を削り、同表第2項中「職員研修所」を「職員育成センター」に改め、「薬用植物園」及び「産業創造支援センター」を削る。

（山形県官報報告規程の一部改正）

第6条 山形県官報報告規程（昭和39年4月県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

別表掲載事項の欄第5項第2号中「改革推進監」を削り、同表主務課の欄中「市町村課」を「市町村支援課」に改める。

（山形県行政の管理改善に関する規程の一部改正）

第7条 山形県行政の管理改善に関する規程（昭和42年6月県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務部改革推進室」を「政策推進部」に改める。

（農村地域工業等導入推進協議会規程の一部改正）

第8条 農村地域工業等導入推進協議会規程（昭和46年11月県訓令第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「市町村課長、総合防災課長」を「総合防災課長、市町村支援課長」に改める。

（山形県職員研修規程の一部改正）

第9条 山形県職員研修規程（平成元年4月県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 職員育成センター研修（以下「育成センター研修」という。）

第3条中「職員研修所等」を「職員育成センター等」に改める。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 育成センター研修

第5条（見出しを含む。）中「研修所研修」を「育成センター研修」に、「職員研修所長（以下「研修所長」を「職員育成センター所長（以下「育成センター所長」に改める。

第6条の2から第9条までの規定中「研修所長」を「育成センター所長」に改める。

第10条中「研修所長」を「育成センター所長」に、「研修所研修」を「育成センター研修」に、「職員研修所」を「職員育成センター」に改める。

第11条及び第12条中「研修所長」を「育成センター所長」に改める。

第13条中「研修所長」を「育成センター所長」に、「研修所研修」を「育成センター研修」に改める。

第14条から第16条までの規定中「研修所長」を「育成センター所長」に改める。

第17条中「研修所長」を「育成センター所長」に、「研修所研修」を「育成センター研修」に改める。

第20条及び第24条中「研修所長」を「育成センター所長」に改める。

（山形県総合政策審議会事務局規程の一部改正）

第10条 山形県総合政策審議会事務局規程（平成13年4月県訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「総務部改革推進監」を「政策推進部長」に改める。

（山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程の一部改正）

第11条 山形県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成14年8月県訓令第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「総務部長」を「政策推進部長」に改める。

第4条第1項中「総務部市町村課長」を「政策推進部市町村支援課長」に改める。

（副知事の事務の担当区分に関する規程の一部改正）

第12条 副知事の事務の担当区分に関する規程（平成17年10月県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中リをヌとし、チをリとし、トをチとし、ヘをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハをことし、口を八とし、イの次に次のように加える。

□ 政策推進部に関する事項

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県訓令第17号

庁 中
出 先 機 関

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令
附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程(昭和56年4月県訓令第3号)の一部を次のように改正する。
別表第1 山形県固定資産評価審議会の項中

「
総務部長
」

を

「
政策推進部長
」

に改め、同表山形県交通安全対策会議の項充てる職の欄

中「文化環境部長」を「政策推進部長」に改め、同項中

「
総務部市町村課長
総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び安全
対策主幹並びに総合防災課長
」

を



「
総務部危機管理室の生活安全調整課の課長及び安全
対策主幹並びに総合防災課長
政策推進部市町村支援課長
」

に改め、同表山形県国民保護協議会の項及び山形県防災

会議の項中
「
改革推進監
危機管理監
会計管理者
幹事
各部の主幹課長
総務部改革推進室政策企画課長
」

を

「
危機管理監
会計管理者
幹事
各部の主幹課長
」

に改め、同表山形県総合政策審議

会の項中
「
総務部改革推進室の改革推進課長及び政策企画課長
総務部危機管理室生活安全調整課長
土木部都市計画課長
各総合支庁総務企画部企画振興課長
」

を

「
総務部行政経営改革課長
総務部危機管理室生活安全調整課長
土木部管理課県土づくり推進室長
各総合支庁総務企画部地域支援課長
」

に改め、同表山形県職業能力開発審議会の項充てる職の

欄中「総務部改革推進室政策企画課長」を「政策推進部政策企画課長」に改め、同表山形県農業共済保険審査会の

項中
「
農林水産部経営安定対策課の課長、金融共済の業務
を担当する課長補佐及び金融共済主査
農林水産部経営安定対策課の金融共済担当の主事
」

を

農林水産部農政企画課団体検査指導室の室長、室長補佐、団体指導専門員及び団体指導主査
農林水産部農政企画課団体検査指導室の農業団体指導担当の主事

に改め、同表山形県都市計画審議会の項充てる職の欄中

「、管理課用地室長、交通政策課空港港湾室長、都市計画課下水道室長、道路課保全整備室長、河川砂防課砂防室長及び建築住宅課営繕室長」を「及び各課内室の室長」に改め、同表山形県開発審査会の項充てる職の欄中「都市計画課の課長、土地政策主幹及び課長補佐(総務を担当するもの、都市計画の業務を担当するもの及び土地政策)」を「管理課県土づくり推進室の室長及び室長補佐(土地政策の業務を担当するものに限る。)、都市計画課の課長及び課長補佐(総務を担当するもの及び都市計画)」に改め、同表山形県水防協議会の項充てる職の欄中「河川砂防課砂防室長」を「河川砂防課砂防・災害復旧室長」に、「及び河川整備管理」を「並びに河川管理及び災害情報」に、「河川管理専門員」を「河川管理・災害情報専門員」に改める。

別表第2村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

庶務係長	農業総合研究センター農業生産技術試験場庶務係長
主査	農業総合研究センター農業生産技術試験場主査

を

庶務係長	農業総合研究センター農業生産技術試験場総務主査
副主任	農業総合研究センター農業生産技術試験場副主任

に改め、同表最上総合支庁産

業経済部農業技術普及課産地研究室の項中

農業大学校総務課長

を

農業大学校事務局長

に改め、同表福祉相談センターの項中

課長補佐(置賜総括担当)	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課課長補佐
--------------	----------------------

を

課長補佐(置賜担当)	置賜総合支庁保健福祉環境部福祉課副主幹
------------	---------------------

に改め、同表庄内児童相談所

の項中

栄養士	鶴岡乳児院主任栄養士
主任調理師	鶴岡乳児院主任調理師

を

栄養士	鶴岡乳児院栄養士
調理師長	鶴岡乳児院調理師長

に改め、同表鶴岡乳児院の項

及び知的障がい者更生相談所の項中

庄内児童相談所庶務係長

を

「
 庄内児童相談所総務主査
 」に改め、同表産業創造支援センターの項を削

り、同表高度技術研究開発センターの項中

調整主幹	工業技術センター調整主幹	を
総務主査	工業技術センター総務主査	
庶務係長	工業技術センター庶務係長	

総務調整課長	工業技術センター調整主幹	に改め、同表農業総合研究セ
庶務係長	工業技術センター総務主査	

ンター畜産試験場の項中 「
 農業大学校総務課長
 」を

「
 農業大学校事務局長
 」に改め、同表農業総合研究センター畜産試験場

養豚支場の項中 「
 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室庶務係長
 」を

「
 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室総務主査
 」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

平成20年4月1日印刷
平成20年4月1日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部
電話 山形(631)2057 (631)2056